

安全保障理事会決議 2250 (2015)

2015年12月9日、安全保障理事会第7573回会合にて採択

安全保障理事会は、

女性、平和および安全に関する安保理諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1889 (2009)、1960 (2010)、2106 (2013)、2122 (2013) および 2242 (2015) 並びに安保理議長全ての関連する諸声明、テロ対策に関する安保理諸決議 2178 (2014) および 2195 (2014) 並びに安保理議長声明 S/PRST/2015/11 および紛争後の平和構築に関する安保理議長諸声明 S/PRST/2012/29 および S/PRST/2015/2 を想起し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1265 (1999) および 1894 (2009) を想起し、

国際連合憲章の目的および原則並びに国際の平和および安全の維持に関する憲章の下での安全保障理事会の主要な責任を念頭に置きつつ、

青年の用語は、18-29歳の年齢の者として本決議の文脈において定義されたことに留意し、そして総会決議 A/RES/50/81 および A/RES/56/117 における青年の定義を含む、国のまた国際的なレベルで存在しているかもしれない用語の定義の変動に更に留意し、

今日の青年の世代は、世界が経験してきたよりも多くそして若い人々は、武力紛争により影響を受けた諸国の人口の大部分をしばしば形成していることを認識し、

文民の中で、青年が、難民や国内避難民として、武力紛争により悪影響を受けた者の大部分の割合を占めていて、そしてまた教育や経済的機会への若青年のアクセスの途絶が、永続的な平和および和解について劇的な影響を有していることに懸念を表明し、

平和と安全の維持や促進に対する取組における青年の重要且つ積極的な貢献を認識し、

青年が、紛争の予防および解決においてまた平和維持活動や平和構築活動の取組の持続可能性、包含性および成功の主要な側面として、果たすことができる重要な役割を確認し、

青年が、永続的な平和を具体化しそして正義と和解に貢献することにおいて積極的に貢献すべきこと、また青年の人口が多いことが、包括的な政策が整っているならば永続的な平和と経済的繁栄に貢献できる独特な人口の配当を表していることを認識し、

特に若い国での、暴力に対する先鋭化や暴力的な過激主義の発生は、安定と開発を脅かし、またしばしば平和構築の取組を頓挫させそして紛争を扇動できることを認識し、またテロリズムに資することになる、若い国の暴力に対する先鋭化や暴力的な過激主義の発生を導き出す条件や要因に対処することの重要性を強調し、

国際化社会における、テロリストおよびその支援者による、テロ行為を犯させるために青年の勧誘と扇動の目的のための、並びに活動のための資金調達、計画立案および準備のための、新しい情報通信技術、とりわけインターネットの増加した利用に懸念を表明し、そして人権および基本的自由を尊重すると同時にまた国際法の下でのその他の義務を遵守して、テロリストが、テロ行為の支援を扇動するための技術、コミュニケーションおよび資源を利用することを防止するために協力して行動する加盟国の必要性を強調し、

テロリズムの助けとなり、また紛争をまねき、社会経済的發展を抑制しそして地域や国際的な不安を助長することができる、暴力的な過激主義を予防することや対抗することにおける積極的な役割のモデルとして青年が一層果たすことができる重要な役割に留意し、

事務総長が、国際連合戦略および対応の中心として、青年の参加、指導力および地位と能力の向上を統合する暴力的な過激主義を防止するための行動計画を完成させていることに留意し、

青年に関する世界行動計画、平和構築における若者の参加に関する指導原則、2015年8月の青年、平和および安全に関するグローバル・フォーラム、青年、平和および安全に関するアンマン宣言、2015年9月の暴力的な過激主義に対する世界青年サミットそして暴力的な過激主義を予防し平和を促進する行動計画に留意し、また紛争中や紛争後の状況における平和構築に対する若い人々の包摂的な参加や

積極的な貢献を促進する基礎を作り出すことにおける若い人々の役割を認め、

平和を構築することや維持することに青年が関与する国の政府や地域的および国際的な機構の現行の活動を認め、

加盟国に対し、紛争を予防することと長期の安定と持続的平和を可能にするための鍵としての包摂的な開発に対する国連の共通アプローチを策定することを考慮することを奨励し、紛争を駆り立てるものとしての、社会的、経済的、政治的、文化的および宗教的排斥や不寛容、並びにテロリズムに資することができる、暴力的な過激主義を特定することと対処することの重要性をこれに関連して強調し、

紛争中および紛争後の青年の保護および和平プロセスにおけるその参加が、国際の平和および安全の維持と促進に著しく貢献できることを認識し、そして武力紛争における青年を含む文民の保護が、紛争を解決しそして平和を構築するあらゆる包括的な戦略の重要な側面であるべきことを確信し、

国際刑事裁判所のローマ規程の関連諸規定に留意し、

参加

1. 加盟国に対し、テロリズムに資することのできる、暴力的な過激主義に対抗する機関や制度を含む、地方の、国の、地域のそして国際的な機関並びに紛争の予防と解決のための制度におけるあらゆるレベルでの意思決定に青年の包摂的な代表を増やすための方法を考慮すること、また適切な場合には、和平プロセスと紛争解決への青年の有意義な参加のための統合された制度を確立することを考慮することを促す。

2. 和平協定を交渉している時また実行している時を含む、全ての関連する関係者に対し、青年を疎外することが、特に以下のような具体的な側面を含む、全ての社会において持続可能な平和を構築することに有害であることを認識しつつ、彼らの参加と見解を、適切な場合には、考慮することを求める。

(a) 帰還および再定住期間中並びに復興、社会復帰および紛争後の再建のための青年の必要性。

(b) 地方の青年の平和活動および紛争解決のための固有のプロセスを支援し、また和平合意の実施

手続きにおいて青年が関与する措置。

(c) 平和構築および紛争解決における青年を強化するための措置。

3. 適切な場合には、地方のまた国際的な青年の集団との協議を通じたものを含んで、青年関連の審議を考慮する安全保障理事会の活動の重要性を強調する。

保護

4. 武力紛争の全ての当事者に対し、1949年のジュネーブ条約および1977年のその追加議定書の下で彼らに適用可能な義務を含む、青年である者を含む、文民の保護に関連する国際法の下で、彼らに適用可能な義務を厳格に遵守することを求める。

5. 国家に対し、難民の地位に関する1951年条約および1967年のその議定書、1979年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約および1999年のその選択議定書並びに障がい者の権利に関する条約の下で自らに適用可能な義務を遵守することを更に求める。

6. 加盟国に対し、刑事責任の免除を終わらせるための各々の義務を遵守することを更に求めまた加盟国に対し、国際的な関心のある最も重大な犯罪に対する刑事責任の免除との闘いが、国際刑事裁判所、アド・ホックや混合法廷および国内裁判所の特別法廷の活動やこれらによる犯罪の起訴を通して強化されたことに留意し、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および青年を含む文民に対して犯されたその他のひどい犯罪に対して責任を有する者を調査しそして起訴することを更に求める。

7. 武力紛争の全ての当事者に対し、青年である者を含む、文民を、あらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力から保護するため必要な措置を講じることを求める。

8. 国家が、関連する国際法により規定されているように、自国領土内および自国の管轄権の対象となっている、青年を含む、全ての個人の人権を尊重しまた確保しなければならないことを再確認しそして各国が、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪からその住民を保護する主要な責任を負っていることを再確認する。

9. 加盟国に対し、武力紛争期間中および紛争後に、青年を含む文民の保護を確保する、国際法と一致した、具体的措置を考慮することを促す。

予防

10. 加盟国に対し、その中で異なる背景を持つ青年を含む若い関係者が認められ、そして暴力防止活動を実施し社会的結合を支援するための適切な支援が提供される、包摂的でそれを可能にする環境を促進することを促す。

11. 地域経済を成長させることが計画された事業を支援している、社会的および経済的発展を含む、平和構築努力に積極的に貢献し、また青年の雇用機会と職業上の訓練、青年の教育の促進および青年の起業家および前向きな政策関与を促進することを提供する青年向けの政策を作り出すことの重要性を強調する。

12. 加盟国に対し、公民としての体制および包摂的な政治過程において積極的に関与する能力を青年に授ける質の高い平和教育を、適切な場合には、支援することを促す。

13. 全ての関連する関係者に対し、青年が関与する平和の文化、寛容、異文化間および異なる宗教間の対話を促進しそして暴力行為、テロリズム、外国人嫌いおよびあらゆる形態の差別への青年の参加を止めさせようとする制度を設けることを考慮することを求める。

パートナーシップ

14. 加盟国に対し、関連する団体、基金および計画、特に、国際連合平和構築支援事務所、国際連合平和構築基金、国際連合開発計画、国際連合人口基金、国連ウィメンにより、また国際連合難民高等弁務官事務所、国際連合人権高等弁務官事務所、国際連合薬物犯罪事務所およびその他の関連団体、並びに地域的なまた国際的なレベルでの関係者により、遂行されたものを含む、平和努力における、紛争および紛争後の状況における青年の必要性と参加を考慮する、加盟国の政治的、財政的、技術的および兵站的支援を、適切な場合には、増やすことを促す。

15. テロリズムに資することのできる、青年の中の暴力に対する先鋭化の発生および暴力的な過激主義を導いている条件および要因に、武力紛争期間中およびその後に青年を有意義に関与させる平和構築戦略手段のための助言や勧告により、対処する平和構築委員会の極めて重要な役割を強調する。

16. 加盟国に対し、テロ行為を扇動することができる暴力的な過激主義の物語に対抗し、青年、家族、女性、宗教的、文化的および教育的指導者、並びに市民社会の全ての他の関係集団を強化することによるものを含んで、テロリズムに資することのできる、暴力的な過激主義の拡散に資する条件に対処する戦略を策定することにおいて関連する地域社会および非政府関係者と関与しまたこの種の暴力的過激主義に対する勧誘に対抗することそして社会的包摂と団結を促進することに対する目的に合わせた対処方法を採用することを奨励する。

引き離しと社会復帰

17. 武装解除、動員解除および社会復帰のための計画立案に関与している全ての者に対し、特に以下の具体的な側面を含む、武力紛争により影響を受けた青年の必要性を考慮することを奨励する。

(a) 具体的証拠に基づいたまたジェンダーに配慮した青年の雇用機会、包摂的な労働政策、青年との提携で策定した民間部門と提携した国の青年雇用行動計画、そして青年の疎外化を防止することにおける教育、雇用および訓練の相互に関連した役割を認識すること

(b) 平和の文化を促進するやり方で設計された関連する教育機会を通して労働力の需要を満たすための若い人の能力および技術を構築することにおける投資

(c) 青年の雇用および起業家計画における協力者としての青年主導且つ平和構築機関への支援

18. 措置が、国際連合憲章第 41 条の下で採択された場合には何時でも、青年を含む、住民に関するその可能性のある影響力を審議する安保理の用意があることに留意する。

次の段階

19. 国際連合の関連組織、青年に関する事務総長使節および青年の難民担当特使を含む、事務総長の特別報告者および特使並びに特別代表に対し、武力紛争期間中および紛争後の状況における青年の必要性に関して調整と交流を改善することを招請する。

20. 事務総長に対し、地方の、国の、地域のそして国際的なレベルでの効果的な対応を勧告するため、和平プロセスと紛争解決に対する青年の積極的な貢献に関する進展研究を実施することを要請し、そして事務総長に対し、この研究の結果を安全保障理事会および国際連合の全ての加盟国に利用可能とすることを更に要請する。

21. 事務総長に対し、武力紛争の状況における青年および本決議の下での青年の予防、パートナーシップ、参加、保護、引き離しおよび社会復帰に関する措置の存在に関する情報を含んで、本決議の実施において取られた措置を安保理の議事日程にある情勢の文脈において、彼の報告書に含めることをまた要請する。

22. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。